

う条件並びに支部園芸部が定めた系統外出荷手数料及び罰金を収受するという条件を付けたなどとして、主張をすり替えていると指摘する。

しかし、上記2つの条件は、いずれも組合員に対して土佐あき農協以外の者になすを出荷することを制限する条件を具体的に言い替えたものであると理解することができる。このことは、本件命令の主文第1項(1)においても、「自ら以外の者になすを出荷することを制限する次の条件を付けて」とした上で、上記の指摘に係る除名に関する条件並びに系統外出荷手数料及び罰金に関する条件を掲げていること(乙124)からも明らかである。

よって、原告の上記指摘に係る主張は失当といわざるを得ない。

ウ 加えて、原告は、被告が本件で土佐あき農協を違反行為の主体と認定したことが新はこだて花き組合の事件と整合を欠くなどと主張するが、本件において、土佐あき農協が組合員との取引に当たり組合員の事業活動を拘束する条件を付けていたといえることはこれまで認定、説示したとおりであって、上記事件とは前提となる事実関係が異なるといわざるを得ないから、やはり原告の主張は採用することができない。

(4) 小括

したがって、本件において、土佐あき農協が、組合員の事業活動を「拘束する条件をつけて」(一般指定12項)組合員と取引していたといえる。

4 争点(3)(本件行為が「不当に」(一般指定12項)拘束する条件を付けた取引に当たるか。)について

(1) 「不当に」の意義

一般指定12項にいう拘束条件付取引の内容は様々であり得るから、その形態や拘束の程度等に応じて公正な競争を阻害するおそれを判断し、それが公正な競争秩序に悪影響を及ぼすおそれがあると認められる場合に、初めて相手方の事業活動を「不当に」拘束する条件を付けた取引に当たるものとい

うべきである（最高裁平成6年(オ)第2415号同10年12月18日第三小
法廷判決・民集52巻9号1866頁）。

そして、市場における有力な事業者が、取引先事業者に対し、自己の競争
者⁵と取引しないよう拘束する条件を付けて取引する行為や、取引先事業者に
対し、自己の商品と競争関係にある商品の取扱いを制限するよう拘束する条
件を付けて取引する行為を行うことにより、市場閉鎖効果、すなわち新規参
入者や既存の競争者にとって、代替的な取引先を容易に確保することができ
なくなり、事業活動に要する費用が引き上げられる、新規参入や新商品開発
等の意欲が損なわれるといった、新規参入者や既存の競争者が排除される又
はこれらの取引機会が減少するような状態をもたらすおそれが生じる場合に
10は、公正な競争を阻害するおそれがあるというべきである。市場閉鎖効果が
生じるか否かの判断に当たっては、具体的行為や取引の対象、地域、態様等
に応じて、当該行為に係る取引及びそれにより影響をうける範囲を検討した
上で、ブランド間及びブランド内の競争の状況、垂直的制限行為を行う事業
者の市場における地位、当該行為の対象となる取引先事業者の事業活動に及
ぼす影響、当該取引先事業者の数及び市場における地位を総合的に考慮して
15判断すべきである。

(2) 本件における市場閉鎖効果

ア 本件において問題となるのはなすの販売受託取引であるところ、土佐あ
き農協管内からのなすの出荷重量は高知県全体のなすの出荷重量の約8
207.5%を占めており（認定事実(2)）、高知県及びその周辺のなす販売受
託業者が土佐あき農協管内以外の地域から十分な量のなすの販売受託を受
けることは困難とい得る。加えて、なすが生鮮食料品であって、その生
産者たる農業者が生産地から遠くの業者に販売を委託することが考えにく
いことを合わせ考えれば、本件行為によって市場閉鎖効果が生じるかを検
討する際には、土佐あき農協管内及びその周辺地域におけるなすの販売
25

P4

平24.4 ~ 平28.10

行為

受託における市場閉鎖効果につき検討することが相当である。

イ 土佐あき農協管内及びその周辺地域において農業者からなすの販売を受託する事業者は、土佐あき農協及び商系三者であるが、平成24年4月から平成27年3月までの間に土佐あき農協が園芸連から支払を受けたなすの販売金額は、同販売金額と商系業者が仲卸業者等に販売したなすの販売金額との合計のうちの4割以上を占めている（認定事実(2)）。その上、農業者は、土佐あき農協になすの販売を委託する場合にのみ、土佐あき農協の集出荷場を利用し土佐あき農協の従業員に選果・梱包をしてもらえるほか（認定事実(3)ア）、指定野菜価格安定対策事業に基づく価格差補給金を受領することができることからすると（前提事実(7)イ）、農業者にとって土佐あき農協は重要な取引先であって、土佐あき農協はその管内及びその周辺地域におけるなす販売受託の取引市場において特に有力な事業者であるといえる。

ウ 土佐あき農協管内には、平成28年7月末日時点でなす農家が1102名いるところ、そのうち632名がいずれかの支部園芸部の支部員であった（認定事実(2)）。支部員のうち、系統外出荷を理由とする除名等の規定を規約に置いていた支部園芸部（芸西、穴内、安芸（赤野及び穴内を除く。）、中芸、芸東）に所属する者は551名、系統外出荷手数料を徴収していた安芸支部、穴内支部、赤野支部又は芸西支部に所属する者は445名、罰金を徴収していた穴内支部又は赤野支部に所属する者は137名であって（以上、認定事実(2)）、本件行為の対象となる取引先事業者の数は相当数に上るといえる。加えて、前記のとおり、土佐あき農協のなすの受託販売金額のシェアが4割を超えていることからしても、土佐あき農協管内及びその周辺地域のなす販売受託の取引市場において、本件行為の対象となっている農業者が占める割合は大きいといえ、集荷するなすの大部分を土佐あき農協管内からの集荷に依存していた商系三者にとって、本件

52

行為の対象となっている取引先事業者たる農業者の重要性が高いことがうかがわれる。

これに対し、上記の支部員数に鑑みれば、土佐あき農協管内のなす農家のうち概ね半数は本件行為による拘束を受けていない。しかし、個々のなす農家の収穫量はその所有する農地の面積等による制約を受けることは自明であって、商系業者が、本件行為による拘束を受けていないなす農家に依頼し、増産により出荷量を増やしてもらうなどの方法により、本件行為の拘束を受ける農業者の生産するなすの収穫量に代わる十分な量のなすを集荷し、取引機会を得ることは困難というべきである。

エ そして、本件行為に係る条件は、その性質上、農業者に対し、有力な事業者である土佐あき農協へのなす販売受託ができなくなる事態を避けるべく、支部園芸部から除名等の処分を受けないよう、系統外出荷を行わず又は行うとしてもその量を抑制させるものであり、系統外出荷手数料や罰金の制度も、端的に経済的不利益を避けるべく系統外出荷量を抑制させる効果があるものであって、農業者が本来自由に決定すべき取引先の選択を制約するものであったというべきである。

オ 以上のとおり、高知県内のなすの9割近くという圧倒的多数を生産する土佐あき農協管内のなす農家のうち相当数の者に対し、上記のとおり of 性質を有する本件行為による拘束が及んでいたことに加え、商系業者において、本件行為の拘束が及ばないなす農家から、これに代わる十分な量のなすを集荷することは困難と推認することができる。そうすると、土佐あき農協の本件行為によって、集荷するなすのほとんどを土佐あき農協管内から集荷している商系業者にとっては、取引機会が減少するような状態がもたらされるおそれが生じた、すなわち市場閉鎖効果が生じたといわざるを得ない。このことは、実際にも、商系三者が土佐あき農協の組合員に対してなすの出荷の増量や継続を依頼したところ、支部園芸部からの除名や罰

金の対象となるおそれがあることを理由に断られたことがあること（乙55, 56, 122）からも、裏付けられる。

(3) 原告の主張について

5 ア(ア) これに対し、原告は、被告が本件で市場閉鎖効果が生じるメカニズムを具体的に示していないなどと主張する。しかし、本件において、高知県内のなすのほとんどを生産する土佐あき農協管内のなす農家の相当数に対し、本件行為による拘束が及んでいることなどからすると、商系業者の取引機会が減少するおそれがあること、すなわち市場閉鎖効果が生じるといえることは、上記認定、説示のとおりである。

10 (イ) また、原告は、土佐あき農協管内のなすの出荷量に占める系統出荷の量と置き場出荷の量を合計した量の割合は、平成24年度の69.4%から平成27年度の56.0%へと一貫して低下しているとし、土佐あき農協管内又はその周辺地域のなすの集荷市場における土佐あき農協の地位は、年々低下していると主張する。そして、甲40号証によれば上記原告主張のとおりの出荷量の割合の低下を認めることができる。

15 10
しかしながら、系統出荷と置き場出荷を合わせた出荷量の割合が低下し、商系業者への出荷量の割合が増加しているからといって、原告の行為がなければ、商系業者へのなすの出荷量は更に増加していたかもしれず、本件行為によっても商系業者の取引機会が減少するおそれがなかったとまでいうことはできない。

20 25
(ウ) さらに、原告は、系統外出荷を理由として除名を行った支部園芸部は存在せず、中芸支部における3名の脱退や芸西支部における1名の脱退は自主脱退であること、系統外出荷手数料が自主申告制で徴収されていた上、園芸決算の際に系統外出荷手数料以上の金額を支部園芸部経由で支部員に返還していたこと、罰金を徴収していた支部は少なく、徴収額も少ないことから、本件行為が系統外出荷を抑制する効果は極めて軽微

であったことなどを主張する。

しかしながら、上記の自主脱退の点については、中芸支部が、中芸集出荷場への出荷が少ない支部員に対し聞き取り調査を行い、支部員に対し、集出荷場に全量出荷するか支部を脱退するかを迫ったこと、同支部の運営委員会において、支部員3名の自主脱退を認めるが、自主脱退しなければ除名することを決定したことは、前記認定事実((7)ア(ウ))のとおりにある。そうすると、当該3名は、支部園芸部を自主脱退しなければ規約に基づき除名されていた可能性が高かったといえ、芸西支部において除名された1名が自主脱退を希望していた者であったこと(認定事実(7)ア(エ))を考慮しても、系統外出荷の抑制効果が極めて軽微であったということもできない。

(エ) また、系統外出荷手数料を徴収するに当たっては、商系業者に対して支部口座への入金を依頼する(安芸支部・乙15)、支部員に商系業者が発行する売上高証明書を提出させる(赤野支部・乙17、芸西支部・乙18)など、系統外出荷及び置き場出荷の数量を正確に把握し得る手法が講じられていた。その上、集出荷場の場長や支部園芸部の運営委員は、支部員ごとの作付面積や系統出荷量を把握し、系統外出荷を行っている可能性が高い支部員を特定することができた(甲39、乙77)。また、場長が支部員の自宅を実際に訪れて聞き取り調査を行えば、系統外出荷をするための白箱と呼ばれる段ボール箱が多数存在することなどから、系統外出荷をしていることを容易に確認することもできた(乙14)。そして、系統外出荷手数料を徴収している支部園芸部の規約において、支部に対する義務の履行を怠ることも除名等の処分の対象となる旨規定されていること(乙26の7~10)などからすれば、たとえ系統外出荷手数料の徴収が自主申告に基づき行われていた(甲39)としても、支部員が、希望しない限り系統外出荷手数料を支払わなくてよい

ものであるとか、容易に支払を免れられるものであると認識していたとは認められず、系統外出荷を抑制する効果が小さいとはいえない。

加えて、園芸決算による支部員への返金方法は、支部園芸部の総会決議を経て決まるところ（認定事実(5)エ）、系統外出荷手数料以外の収入も計上される農協会計（認定事実(5)ウイ）からの還元金は、結局のところ、系統出荷を多くした者（したがって系統外出荷手数料の支払額が少ない者）に対して多く分配されるであろうことが容易に推認され、系統外出荷手数料を支払った者のみにその分を返すものであるとは限らない。そうすると、園芸決算の際に系統外出荷手数料の総額以上の還元金がされた年が存在するからといって、個々の支部員にとって系統外出荷手数料を取られることが経済的不利益であることに変わりはない。

(オ) さらに、罰金の徴収を行っていた支部園芸部は穴内支部及び赤野支部の2か部ではあるが（認定事実(7)ウ）、そこに所属する支部員は137名であり（認定事実(2)）、少ないとはいえない。また、罰金の制度があることにより、支部員が系統外出荷を減らし、その分系統出荷を増やせば、徴収される罰金の額は減少する関係にあるから、実際に徴収された罰金の額が少額であることは、必ずしも罰金の制度が系統外出荷を敬遠させる効果が小さいことを意味しない。

(カ) したがって、原告の前記主張は、いずれも採用することができない。

イア) 次に、原告は、本件行為について、ブランドイメージの保護を通じた産地間競争の促進や、フリーライドの防止という目的があり、これらは正当な目的であるから、本件行為は正当化されると主張する。

(イ) 独禁法が不公正な取引方法を禁止した趣旨は、公正かつ自由な競争を促進することで、一般消費者の利益を確保するとともに、国民経済の民主的で健全な発達を促進すること（独禁法1条参照）にあるから、取引に拘束条件を付すことについて、公正な競争秩序維持ないし一般消費者

正当化理由
259

56

の利益確保の見地から正当な目的があり、かつその手段においても相当といえる場合には、一般指定12項にいう「不当な」拘束条件に当たらないと解するべきである。

5 (ウ) 原告が本件行為の目的の1つとして主張する産地間競争の促進は、公正かつ自由な競争を促進させる効果が認められることもあるから、それ
10 自体として公正な競争秩序維持の見地から正当とされる場合があることを否定することはできない。しかし、公正かつ自由な競争が促進されるためには、各取引段階において公正かつ自由な競争が確保されていることが必要であるというべきであって、産地間競争の促進のための垂直的
15 制限行為によって、産地内競争の減少・消滅等の競争阻害効果が生じる場合があることもまた明らかであることに照らせば、上記原告主張の目的があることのみをもって、土佐あき農協管内又はその周辺地域におけるなすの販売受託の市場における競争を阻害することが正当化される
20 ということとはできない。

(エ) また、原告は、「強い農業づくり交付金」を受けて導入したなす自動
25 選果機の利用量が少ないと補助金の返還を求められるなどと主張し、これに沿う証拠として安芸市競争力強化生産総合対策事業費補助金交付要綱を提出する（甲87別紙3）。

この点、同要綱12条には、市長は、事業実施主体が虚偽又は不正の
30 申請により補助金の交付を受けたときなどに、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる旨の規定がある。そして、当該規定の適用に関する高知県担当者の説明（甲87（2頁））によれば、補助金の返還を求められるのは、導入した選果機の利用率が低くかつ改善の目処が立たないことなどから、補助事業申請時の規模決定根拠がおかしいとして、不正な申請をしたと判断される場合であると認められ
35 る。そうすると、選果機の利用率が低い場合であっても、補助事業申請

時の規模決定根拠が正しく、不正な申請をしていないときには、補助金の返還を求められるものではない。

加えて、原告が主張するように、指定野菜価格安定対策事業の産地指定を維持するためには、共同出荷組織による出荷を増やす必要があるとしても、そのためには、その必要性を組合員に周知し、自動選果機を利用しやすくしたり、手数料を抑えたりして、系統出荷のメリットを高める取組みをすべきであって、本件行為により系統外出荷を抑制するという手段をとることが上記産地指定維持のために相当であるとはいえない。

(オ) さらに、原告は、一部の支部員が、強い農業づくり交付金の出荷計画の達成や、野菜価格安定事業の価格差補給金の産地指定要件である自動選果機の利用目標量ないし系統出荷率の達成に協力しないことをもって、フリーライドと呼称し、それを防止することは正当なことから、本件行為も正当化されるなどと主張する。

しかしながら、支部員が自動選果機を利用し、あるいは価格差補給金を受給するためには、系統出荷を行う必要があるから、系統出荷をせずに自動選果機や価格差補給金の恩恵を受けることにはならないというべきである。

また、原告は、集出荷施設の人件費など、出荷量にかかわらず賄う必要がある費用があり、一部の支部員がこれを負担せずに集出荷場を利用するというフリーライドを防止する目的があるとも主張する。しかし、農業者が系統外出荷をする際には、利用料等を負担しないものの、そもそも集出荷場を利用していないのであるから、経費を負担せずに集出荷場を利用するというフリーライドの問題があるとはいえない。そして、系統出荷率が低下すると集出荷場の固定費の捻出に支障が出るというのであれば、固定費の削減に努めたり、系統出荷のメリットを高める等の

方法により改善を図るべきであって、集出荷場を利用しない系統外出荷に対して金銭的負担を求めることで系統外出荷を抑制することになる本件行為が、集出荷場の固定費捻出の手段として相当であるとはいえない。

5 (カ) さらに原告は、穴内支部の罰金には平成25年10月以降も袋詰め機械等の減価償却費に充てるという目的があったのであり、赤野支部の罰金はなすの自動選果機の減価償却期間中に徴収されたものであったから、いずれも正当なものであるとも主張する。しかし、本件において、
10 上記各支部における罰金が、これらの機械の減価償却目的を主なものとして実施されたことを裏付ける的確な証拠はない。証拠（甲100の2、乙115の2）によれば、平成25年10月の穴内支部の総会において罰金徴収の継続が決議された際、袋詰め機械等の減価償却に言及されたことは認められるが、他方で、同総会においては、自動選果機の減価償却が済んだ時点で本来罰金制度はなくなるが、今の状態で罰金をかけなければ、ますます系統外出荷が増える可能性があるとの理由で、罰金制度の継続が提案されたことや、要するに系統外出荷を減らしたいために罰金制度を継続するとの発言で議論が締めくくられて、罰金制度の継続が決議されたことも認められる。これらの事実によれば、罰金制度は系統外出荷を制限するために継続されたと推認することができるので
15 あり、袋詰め機械等の減価償却費を捻出する目的を主なものとして罰金制度が継続されたとはいえない。

(キ) したがって、正当化理由があるとの原告の主張は、いずれも採用することができない。

5 争点(4) (本件命令が「特に必要があると認めるとき」(独禁法20条2項、7条2項本文)に当たるか。)について

25 独禁法20条2項、7条2項本文にいう「特に必要があると認めるとき」の